

2. 保険料の計算方法（令和2・3年度）

加入するすべての方が負担します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割となります。

●年間保険料の計算方法

均等割		所得割		1年間の保険料
【1人当たりの額】	+	【本人の所得に応じた額】	=	限度額64万円
52,048円		(所得－33万円) × 10.98%		100円未満切り捨て

(北海道後期高齢者医療広域連合ホームページの保険料試算ページで、おおよその保険料を試算することができます。)

保健福祉課 保険・医療グループ
瀬棚郡今金町字今金17番地の2
総合福祉施設 としべつ内
電話：0137-82-2780